



2026年2月12日

各位

会社名 株式会社ヤマウラ  
代表者名 代表取締役社長 山浦 正貴  
(コード: 1780 東証プライム、名証プレミア)  
問合せ先 執行役員 管理本部副本部長 兼  
経営戦略室 統括マネージャー 石川 浩  
(TEL: 0265-81-5555)

## 従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2026年3月5日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 251,200株
(3) 処分価額	1株につき 1,577円
(4) 処分総額	396,142,400円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社への帰属意識と経営参画意識を醸成し、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、当社の企業価値向上を図ることを目的として、本日開催の取締役会で株式付与E S O P信託（以下、「E S O P信託」といいます。）の導入を決議しております。

E S O P信託の概要については、本日付で公表いたしました「『株式付与E S O P信託』の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に当たって、当社が三菱U F J信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。（処分先の名称については、上記1. (5)をご参照ください。）

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 21,103,514 株に対し 1.19%（小数点第

3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数189,681個に対する割合1.32%)となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2026年3月2日（予定）
信託の期間	2026年3月2日～2033年3月末日（予定）
制度開始日	2026年3月2日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

#### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2026年2月10日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である1,577円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役5名全員（内4名が社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上